

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	第一種指定電気通信設備制度における加入者回線の設置割合を算定する区域等の見直し		
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課	電話番号: 03-5253-5844	e-mail: setsuzoku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>①加入者回線の設置割合を算定する区域の見直し 制度導入当時は、①電話トラヒックが通信サービスの大半を占めており、その電話トラヒックの約8割が同一都道府県に終始していたこと、②そういった利用実態を踏まえ、電話設備を念頭に置いたネットワークが概ね都道府県を単位として構成されており、それを前提に接続についても都道府県単位で行われることが一般的であったことから、単位指定区域(※1)を都道府県とすることが適当とされていた。 しかし、現在は、通信サービスの中心が電話からインターネットへ移行しており、インターネットについては県内に閉じる通信はほとんどなく、また、電話の利用についても同一都道府県内に終始するトラヒックの割合が60%弱まで減少していることやPSTNのIP網への移行に伴いネットワーク構成及び接続の実態が都道府県単位ではなくなってきた等の現在の状況を踏まえ、制度の在り方を見直す必要が生じている。 このような状況において、今回の法改正(以下「本改正」という。)を行わず、現状の実態に即した指定を行うことが困難となることにより、接続料及び接続料の公平性・透明性、接続の迅速性等を担保することが困難となり、ひいては我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響が及ぶ状況をベースラインとする。 ※1 加入者回線の設置割合を算定する区域。当該区域における加入者回線の設置割合が50%を超える電気通信事業者が設置する加入者回線及びそれと一体として設置される電気通信設備の総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として総務大臣が指定できる。</p> <p>②第一種指定電気通信設備(※2)の指定対象となる加入者回線以外の電気通信設備の見直し IP網移行後の音声通信について、接続点が東京、大阪の2か所になることにより、NTT東日本については大阪府、NTT西日本については東京都にもゲートウェイルータ(IP音声用)(以下「GWR」という。)を設置することとなる。当該GWRは他事業者が不可避的に利用せざるを得ない設備であるが、第一種指定電気通信設備については、現在の電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条に基づき、固定端末系伝送路設備の占有率が50%を超える単位指定区域内の設備を指定することとなっていることから、単位指定区域外に設置されるこれらのGWRは第一種指定電気通信設備として指定できない。 このような状況において、本改正を行わず、当該GWRを指定できないことにより、当該GWRとの接続に関する接続料及び接続料の公平性・透明性、接続の迅速性等を担保することが困難となり、ひいては我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響が及ぶ状況をベースラインとする。 ※2 加入者回線を相当程度の規模で設置する電気通信事業者が設置する設備であって、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことの出来ない電気通信設備として、総務省令で定めるところにより指定される設備</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>① 課題:(本改正を行わないと)現状の実態に即した指定を行うことが困難となる。 課題の発生原因:制度導入当時と比べ、利用者のサービス利用や電気通信事業者の設備構成(ネットワーク構成、接続点)等に大きな環境変化が生じていること。 ② 課題:NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するGWRについて、第一種指定電気通信設備として指定する必要がある。 課題の発生原因:固定電話網のIP網への移行</p> <p>【規制の内容】</p> <p>① 第一種指定電気通信設備の指定に当たって加入者回線の設置割合を算定する区域を、現行の単位指定区域から、各電気通信事業者が加入者回線を設置する全ての都道府県(業務区域)に見直す。 ② 指定の対象となる(加入者回線以外の)電気通信設備の要件について、「加入者回線を設置する区域」以外の区域に設置されるものも含まれるようにするとともに、「加入者回線と一体として設置するもの」から「加入者回線を用いる電気通信役務を提供するために設置するもの」に変更するための見直しを行う。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	規律の対象となる事業者において、新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る接続約款の作成やその認可申請等に係るコストが発生するものの、当該事業者に求められる行為(接続約款の作成等)自体には追加・変更が生じるものではないことから、当該事業者にとって、本制度に係る既存の枠組みの中で対応することが十分に可能であると想定されるため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。	
	(行政費用)	設備の指定や、接続約款の変更認可等に係る作業が発生する行政庁側においても、上述の(遵守費用)と同様の理由から、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	①現状の実態に即して、適切な指定を行うことができるようになる、 ②不可欠性を有する設備を適切に指定できるようになる ことで、接続料及び接続料の公平性・透明性や、接続の迅速性等の担保に資する。	
	(副次的・波及的な影響)	我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響が及ぶ状況を回避できる。また、競争に及ぼす影響については、本件改正は規制の内容を何ら変更するものではないが、本制度の規制自体は、競争を維持・促進することができるものである。	
費用と効果(便益)の関係	本改正により追加的に発生する費用については、上記のとおり、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる一方で、本改正により接続料及び接続料の公平性・透明性や、接続の迅速性等の担保に資することとなり、便益が生ずる。 よって、本改正に伴う便益は、その費用を上回るものであり、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 情報通信審議会 電気通信事業政策部会において、NTT東日本・西日本や、その他の電気通信事業者からのヒアリングも踏まえて、制度の見直しについて検討を行った結果、最終答申(令和3年9月1日)において、「現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当。」「NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)については、第一種指定電気通信設備として今後指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべき。」旨の提言があった。		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 加入者回線の設置割合、GWRに係る接続料		
備考			